高鍋町告示第5号

平成23年第1回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。 平成23年2月25日

高鍋町長 小澤 浩一

| 1 | 期 | 日 | 平成23年3 | 3月3日 | (木) | | | | | | | | |
|--------------|---------------|----------|-------------------|------|-----|------|--|----|-----|--|--|--|--|
| 2 | 場 | 所 | 高鍋町議会 | 議場 | | | | | | | | | |
| | | _ | | | | | | | | | | | |
| ○開会日に応招した議員 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 水町 | 茂君 | | | | 徳久 | 信義君 | | | | |
| | | | 岩﨑 | 信や君 | | | | 緒方 | 直樹君 | | | | |
| | | | 池田 | 堯君 | | | | 中村 | 末子君 | | | | |
| | | | 黒木 | 正建君 | | | | 後藤 | 隆夫君 | | | | |
| | | | 青木 | 善明君 | | | | 松岡 | 信博君 | | | | |
| | | | 永友 | 良和君 | | | | 柏木 | 忠典君 | | | | |
| | | | 八代 | 輝幸君 | | | | 津曲 | 牧子君 | | | | |
| | | | 時任 | 伸一君 | | | | 山本 | 隆俊君 | | | | |
| | | _ | | | | | | | | | | | |
| ○3月7日に応招した議員 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 同上 | | | | | | | |
| | | | 1.1-2.2.2.200 | | | | | | | | | | |
| () 3 | 3月1 | 5日は | こ応招した議員 | į | | | | | | | | | |
| | | | | | | 同上 | | | | | | | |
| \cap 3 | 2 日 1 | — 7日記 | こ応招した議員 | 3 | | | | | | | | | |
| \bigcirc . | <i>,</i> 73 1 | трк | - //い1日 し / こ时女 5 | ₹ | | 同上 | | | | | | | |
| | | _ | | | | 1, 7 | | | | | | | |
| ○応招しなかった議員 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | _ | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

平成23年 第1回(定例)高 鍋 町 議 会 会 議 録(第1日)

議事日程(第1号)

平成23年3月3日 午前10時00分開会

平成23年3月3日(木曜日)

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸報告

- (1) 議長の会務報告
- (2) 例月現金出納検査結果報告
- (3) 定期監査結果報告
- (4) 町長の政務報告
- 日程第3 町長の施政方針
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 議案第3号 平成22年度高鍋町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第6 議案第4号 平成22年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第5号 平成22年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第6号 平成22年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第9 議案第7号 平成22年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第8号 平成22年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第11 議案第9号 第四次国土利用計画(高鍋町計画)について
- 日程第12 議案第10号 町道路線の廃止について
- 日程第13 議案第11号 町道路線の認定について
- 日程第14 議案第12号 高鍋町税条例等の一部改正について
- 日程第15 議案第13号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第14号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第17 議案第15号 平成23年度高鍋町一般会計予算
- 日程第18 議案第16号 平成23年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第19 議案第17号 平成23年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第20 議案第18号 平成23年度高鍋町下水道事業特別会計予算
- 日程第21 議案第19号 平成23年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第22 議案第20号 平成23年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第23 議案第21号 平成23年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会 計予算
- 日程第24 議案第22号 平成23年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
 - (1)議長の会務報告
 - (2) 例月現金出納検査結果報告
 - (3) 定期監査結果報告
 - (4) 町長の政務報告
- 日程第3 町長の施政方針
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 議案第3号 平成22年度高鍋町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第6 議案第4号 平成22年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第5号 平成22年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第6号 平成22年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第9 議案第7号 平成22年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第8号 平成22年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第11 議案第9号 第四次国土利用計画(高鍋町計画)について
- 日程第12 議案第10号 町道路線の廃止について
- 日程第13 議案第11号 町道路線の認定について
- 日程第14 議案第12号 高鍋町税条例等の一部改正について
- 日程第15 議案第13号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第14号 高鍋町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第17 議案第15号 平成23年度高鍋町一般会計予算
- 日程第18 議案第16号 平成23年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第19 議案第17号 平成23年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第20 議案第18号 平成23年度高鍋町下水道事業特別会計予算
- 日程第21 議案第19号 平成23年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第22 議案第20号 平成23年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第23 議案第21号 平成23年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会 計予算
- 日程第24 議案第22号 平成23年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第25 議案第23号 平成23年度高鍋町水道事業会計予算

| 1番 | 水町 | 茂君 | 2番 | 徳久 | 信義君 |
|-----|----|-----|-----|----|-----|
| 3番 | 岩﨑 | 信や君 | 5番 | 緒方 | 直樹君 |
| 6番 | 池田 | 堯君 | 7番 | 中村 | 末子君 |
| 8番 | 黒木 | 正建君 | 10番 | 後藤 | 隆夫君 |
| 11番 | 青木 | 善明君 | 12番 | 松岡 | 信博君 |
| 13番 | 永友 | 良和君 | 14番 | 柏木 | 忠典君 |
| 15番 | 八代 | 輝幸君 | 16番 | 津曲 | 牧子君 |
| 17番 | 時任 | 伸一君 | 18番 | 山本 | 隆俊君 |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 壱岐 昌敏君

事務局補佐 野中 康弘君

議事調査係長 山下 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

副町長 ……… 川野 文明君 町長 ………… 小澤 浩一君 教育長 …………… 萱嶋 稔君 代表監查委員 ………… 黒木 輝幸君 総務課長 ………… 間 省二君 政策推進課長 …… 森 弘道君 建設管理課長 ……… 芥田 秀則君 農業委員会事務局長 … 松木 成己君 産業振興課長 ……… 長町 信幸君 会計管理者兼会計課長 … 原田 博樹君 町民生活課長 ……… 三浦 敏君 健康福祉課長 …… 井上 敏郎君 税務課長 …… 田中 義基君 上下水道課長 …… 森 俊彦君 社会教育課長 ……… 三嶋 俊宏君 教育総務課長 ……… 黒水日出夫君

午前10時00分開会

- ○議長(山本 隆俊) 只今から平成23年第1回高鍋町議会定例会を開会いたします。
 - これから本日の会議を開きます。
 - この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、黒木正建議員。
- 〇議会運営委員会委員長(黒木 正建君) おはようございます。議会運営委員会の経過及 び報告を申し上げます。

平成23年第1回定例会の招集に伴い、2月28日午前10時から議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について報告申し上げます。

今定例会に付議されました案件は、平成22年度補正予算6件、国土利用計画1件、町

道の廃止、認定2件、条例改正3件、平成23年度当初予算の9件の21件であります。 このことに伴いまして副町長及び関係課長にその概要の説明を求め、審議を行ったところ であります。

会期日程、議事日程につきましては別紙予定表がお手元に配付されてありますが、出席 委員全員意見の一致を見たところであります。

今定例会が円滑に運営されますよう議員各位の御協力をお願い申し上げまして、御報告といたします。

以上です。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(山本 隆俊) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、8番、黒木正建議員、10番、 後藤隆夫議員を指名いたします。

日程第2. 諸報告

○議長(山本 隆俊) 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては別紙がお手元に配付してありますが、これにより 朗読及び説明を省略して差し支えありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本 隆俊) 異議なしと認めます。したがって、議長の会務報告は、朗読及び説明を省略いたします。

次に、例月現金出納検査結果に関する報告が提出されましたので、お手元に配付してあります。

次に、定期監査結果報告を行います。黒木輝幸代表監査委員。

○代表監査委員(黒木 輝幸君) おはようございます。地方自治法第199条第4項及び 高鍋町監査委員条例第5条の規定に基づき定期監査を実施しましたので、監査委員2名を 代表いたしまして監査結果を御報告いたします。

監査の結果につきましては、平成23年2月18日付で町長、町議会議長、教育長に報告書を提出いたしました。監査結果報告書は、皆様のお手元に配付されております。その概要について御報告申し上げます。

まず第1に、審査の対象としましたのは、健康づくりセンター、わかば保育園、図書館につきましては、備品の管理、整理状況。美術館、歴史総合資料館につきましては、備品の管理、整理状況及び寄贈・寄託物品の整理、管理状況でございます。

第2に、監査の期間でございますが、平成23年2月1日から平成23年2月9日まで、 実質監査日数は4日間でございます。

第3に、監査の方法でございますが、監査に当たりましては備品管理が適正に行われて

いるかを主眼に置き、物品管理者立ち会いのもとに管理台帳と現物を現場において照合、 確認するとともに、寄贈・寄託物品につきましては、管理簿と現物の照合をいたしました。 なお、図書館の図書については、電算システム入力作業中のため、また歴史総合資料館 の寄贈物品については整理中のため、それぞれ後日実施することといたしました。

第4に、監査の結果について申し上げます。備品の管理状況についてでございますが、 各施設ともに管理簿は整理され、現在高は管理簿と一致し、正確に管理されていることを 認めました。

なお、廃棄処分すべきものも一部見受けられましたので、適正に処理されることを望みます。

次に、寄託物品の管理状況についてでございますが、美術館、歴史総合資料館ともに管理簿は整理され、現在高は管理簿と一致し、正確に管理されていることを認めました。

なお、歴史総合資料館における<u>※寄贈物品</u>の中には、相当長期間にわたって寄託されているものが多数あり、保管上の問題が生じてくる可能性も考えられますことから、返還すべきかあるいは寄贈交渉すべきかを検討する必要があるものと考えられます。

また、保管のあり方については整理と改善が必要と思われます。

次に、寄贈物品の管理状況についてでございますが、美術館における寄贈物品の管理状況は、管理簿は整理され、現在高も管理簿と一致するとともに、保管のあり方も適切であることを認めました。

今回、監査の対象となりました備品、寄託物品、寄贈物品の現在高は別表のとおりでございます。

以上、御報告申し上げます。

- ○議長(山本 隆俊) 次に、町長の政務報告を行います。町長。
- **〇町長(小澤 浩一君)** おはようございます。平成22年12月1日から平成23年2月 28日までの政務について御報告申し上げます。

まず、全国町村長大会についてでございますが、12月1日水曜日、東京都において全 国町村長大会に出席いたしました。町村が自主的、自立的にさまざまな施策を展開し得る よう9つの事項の実現を強く求める決議を採択したところでございます。

次に、平成23年高鍋町消防始め式についてでございますが、1月9日日曜日、小丸河畔河川敷広場で挙行いたしました。各部とも仕事や家庭を持つ中、そして年末年始の多忙な中で訓練に精励され、大変すばらしい始め式となりました。また、始め式の訓練ばかりではなく、夜警等にも一生懸命取り組まれ、改めて消防団の頼もしさを感じたところでございます。なお、成績につきましては、お手元の政務報告に掲げているとおりでございます。

次に、高病原性鳥インフルエンザ対策についてでございますが、1月21日金曜日、宮崎市佐土原町で、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたとの連絡を県から受け、翌22日土曜日に高鍋町家畜防疫対策本部を設置、関係市町及び関係機関と連携し防

※後段に訂正あり

疫体制を強化したところでございます。その後、残念ながら1月30日日曜日に、当町で高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認され、翌31日月曜日に防疫処置に着手、2月1日火曜日に防疫処置が完了し、周辺発生事例を含めた移動制限は2月24日木曜日午前零時をもってすべてが解除されたところでございます。現在、新たな感染は確認されておりませんが、今後とも感染防止に向けて防疫体制の強化に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、今回の取り組みを初めさまざま取り組みを積極的に進め、本町の発展につながりますよう努めてまいりたいと存じます。

以上、主だった政務について御報告申し上げます。

なお、その他の政務等につきましては、お手元の政務報告にて御確認いただきますよう お願いを申し上げます。

○議長(山本 隆俊) 以上で、日程第2、諸報告を終わります。

日程第3. 町長の施政方針

- ○議長(山本 隆俊) 次に、日程第3、町長の施政方針を求めます。町長。
- **○町長(小澤 浩一君)** 平成23年第1回高鍋町議会定例会の開会に当たり、町政運営に 関する私の所信を申し上げます。

わが国では、現在厳しい社会経済情勢により、さらなる格差社会が進行しております。 特に、地方においては、少子高齢化や地域間格差の拡大など依然として厳しい状況に置か れております。

そのような中、本町でも口蹄疫や鳥インフルエンザの影響も重なり、畜産業を初め関連産業から商工業まで多くの産業が疲弊している状況であります。このような状況に対応するため、歳入の確保に力を入れ、費用対効果等から事業を選択するなど限られた財源を有効的に活用しながら、国の補正予算に伴う地域活性化交付金事業及びワクチン接種緊急促進事業等の補助事業を積極的に取り入れ実施するとともに、口蹄疫等からの復興を図る事業に取り組んでいるところであります。

本町が、厳しい時代を乗り切り、町民に真に必要なサービスを提供し続け活力ある町政を継続するとともに、いつまでも住み続けたい魅力ある高鍋町として発展していくために、町民と行政の協働により本町の特性を生かした魅力あるまちづくりへの継続的な取り組みが必要であります。その一環として、機構改革の実施や行財政改革の取り組みを実施してきたところであります。

また、昨年3月には、平成28年度を目標年度とした本町の町政運営の基本となる高鍋町総合計画を策定したところであります。その基本構想で、高鍋町の将来像として、「住民参画による快適で美しい町たかなべ~子どもがにぎわうまちづくり~」を掲げ、若い人のみならずだれもが住みたいと思える元気で活力のあるまちづくりに取り組んでまいります。

それでは、平成23年度の重点施策について御説明申し上げます。

まず、1点目は、安心・安全なまちづくりについてであります。本町では、SOSネットワークや防災情報配信システム等を活用し、迅速かつ正確な情報提供に努めながら、防災訓練等を通じて町民の皆様の防災意識の向上や緊急時の備えを充実してまいります。また、災害時要援護者避難支援や地域見守り、自主防災組織の育成など関係団体との連携による防災・防犯体制の強化、交通安全施設整備事業、土砂災害ハザードマップ整備等を推進し、安心・安全の基盤づくりに努めてまいります。

2点目は、行財政改革の推進についてであります。高鍋町行財政改革大綱に掲げ実施いたしました組織機構の再編や地区担当制度、外部評価制度の導入、指定管理者制度の推進等の精査・検証を行い、今後もより充実したものとなるよう継続して取り組んでまいります。また、ごみ処理経費の有料化やふるさと納税の推進、税や料金の適正な課税と収納向上を図り財源の安定的確保等に努めてまいります。あわせて一層の経費削減にも力を入れてまいります。

3点目は、産業の振興についてであります。商業では、商店街の活性化に向けてまちなか商業活性化協議会において城下町高鍋まちなか活性化事業として、のれんプロジェクト、あかりプロジェクト及び町屋プロジェクトに取り組んでいただいております。引き続きこのような取り組みを初め、高鍋商工会議所で取り組んでおられます高鍋デザイン会議やまちの駅事業との連携を図るなど、町民の皆様の御意見をいただきながら商店街の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。さらに、口蹄疫からの復興に向けては、プレミアム商品券や高鍋飲食手形事業を引き続き支援してまいります。畜産業では、口蹄疫及び鳥インフルエンザからの復興のため優良繁殖雌牛導入事業などの導入補助等を実施してまいります。農業では、キャベツ、お茶など本町の特性を生かしながら、安全で品質の高い農畜産物のブランド化を引き続き推進するため、履歴管理の徹底や販路拡大に向けた取り組み等を支援してまいります。あわせて、尾鈴地区土地改良事業による農業用水の確保など農業基盤の整備を行ってまいります。また、農商工連携につきましては、現在地元焼酎の好適米として地元米を利用する取り組みを支援しているところであります。今後も、農商工連携の取り組みを推進してまいります。

4点目は、福祉、教育、スポーツの振興についてであります。健康づくりにつきましては、健康づくりセンターを主体に各種検診やプール利用を促進し、町民の皆様の健康の維持・増進の施策の充実を図ってまいります。教育につきましては、教育環境の充実のため、知の地域づくり事業を活用して町立図書館及び小中学校の施設整備、図書の購入を行ったところでありますが、本年は再編交付金を活用して机、いす等を初めとする備品の充実を図ってまいります。また、学校・家庭・地域の連携協力のため、学校支援地域本部事業実施実行委員会を中心として学校支援ボランティア活動の充実に取り組んでまいります。さらに、本町の温暖な気候を生かし、施設等を利用したスポーツキャンプ等の誘致について屋内多目的広場の整備やスポーツ合宿に対する補助金などの条件整備をいたしましたので、

地域スポーツの発展につなげるため誘致活動に引き続き全力で取り組んでまいります。

最後に、市町村合併についてでありますが、東児湯5町の合併につきましては、市町村合併に対しての考え方に依然として隔たりがありますので、当面は各町がそれぞれ行財政改革などにより力を蓄え、救急医療や相互防災、観光など広域行政の連携強化を図りながら合併に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

以上、重点施策について申し述べましたが、いずれも私一人、あるいは職員の力だけで成し得るものではなく、町議会を初め町民の皆様の御理解と御協力が不可欠であります。 本町のさらなる発展のため、今後なお一層の御支援、御協力を賜りますよう心からお願い申し上げ、平成23年度に臨む私の所信といたします。

日程第4. 会期の決定

○議長(山本 隆俊) 次に、日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、会期日程予定表のとおり本日から3月17日までの15日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(山本 隆俊) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から17日までの 15日間に決定いたしました。

日程第5. 議案第3号

日程第6. 議案第4号

日程第7. 議案第5号

日程第8. 議案第6号

日程第9. 議案第7号

日程第10. 議案第8号

〇議長(山本 隆俊) 次に、日程第5、議案第3号平成22年度高鍋町一般会計補正予算 (第9号)から日程第10、議案第8号平成22年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別 会計補正予算(第2号)まで、以上6件を一括して議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(小澤 浩一君) 議案第3号、平成22年度高鍋町一般会計補正予算(第9号)から議案第8号平成22年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算(第2号)までを一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第3号平成22年度高鍋町一般会計補正予算(第9号)についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,231万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ73億8,367万2,000円とするものでございます。

補正の主なものといたしましては、口蹄疫復興対策金、公共施設等施設整備基金等の積立金、障害福祉費の扶助費、国民健康保険・後期高齢者医療特別会計繰出金等の増額と、

さきの臨時会で議決をいただきました地域活性化・住民生活に光をそそぐ臨時交付金の追加交付に伴う図書館及び学校図書室に係る整備費の増額、人事院勧告に伴います人件費の減額ほか平成22年度の事業費確定及び確定見込みに伴う歳出の調整を行うものでございます。

歳入では、事業費の確定に伴いまして国県支出金、寄附金、諸収入及び地方債等の財源 調整を行うものでございます。あわせまして、繰越明許費の追加・変更、債務負担行為の 追加・変更及び地方債の変更を行うものでございます。

次に、議案第4号平成22年度高鍋町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億5,122万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億4,545万8,000円とするものでございます。

補正の主な内容といたしましては、歳出では、国民健康保険団体連合会の国保システム全国統一化に伴う連合会負担金の増額、高額医療費を県内の保険者で出し合う共同事業費確定に伴う拠出金の増額、口蹄疫発生によるアクア高鍋へルスアップ事業縮小に伴う委託料の減額及び準備基金積立金の増額でございます。

歳入では、高額医療費共同事業負担金及び特定健診等負担金については、事業費確定、 負担基準額改定に伴う国県負担金の増額、歳出の連合会負担金を国が補てんする特別調整 交付金の増額、保険者間の前期高齢者加入割合を調整する退職被保険者分調整対象基準額 確定に伴う療養給付費交付金の減額、保険税軽減分に充てます保険基盤安定分確定に伴う 一般会計繰入金の増額及び財源を留保しておりました平成21年度繰越金の増額でござい ます。

次に、議案第5号平成22年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ1,178万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億1,028万7,000円とするものでございます。

補正の主な内容といたしましては、歳出では、現年度の保険料収納見込み、過年度の収納額確定及び広域連合の見込額算定による後期高齢者医療広域連合納付金の増額及び減額、広域連合納付金の返還に伴う一般会計繰出金の増額でございます。

歳入では、現年度分調定見込みによる特別徴収、普通徴収保険料の減額及び増額、財源 調整のための事務費繰入金の増額、後期高齢者医療広域連合納付金確定に伴う保険基盤安 定繰入金、共通経費負担金繰入金、療養給付費負担繰入金の減額及び増額。前年度繰越額 確定に伴う繰越金の減額及び平成21年度医療給付費市町村費負担額確定に伴う広域連合 返還金の増額でございます。

議案第6号平成22年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ1,505万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億730万6,000円とするものでございます。

補正の主なものといたしましては、歳出では、事業費がおおむね確定したことに伴う工 事請負費等の減額でございます。 歳入では、事業費の確定に伴う国庫補助金及び下水道債の調整を行うものでございます。 あわせまして地方債の変更を行うものでございます。

議案第7号平成22年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ8万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億2,891万9,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、介護給付費準備基金の預金利子確定に伴う積立金の増額 でございます。

次に、議案第8号平成22年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正予算(第2号)についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ394万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ<u>※2,331万1,000円</u>とするものでございます。

補正の内容といたしましては、歳入では、口蹄疫の影響により当初見込みの使用水量を 大幅に下回ることとなったための使用料の減額と繰越金の確定による増額でございます。

歳出では、来年度からの納付となった消費税や中途離職した嘱託員の報酬等の減額でございます。

以上6件の議案につきましては、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

8号で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、2,330万と言ったそうですので、2,303万1,000円に訂正をお願いいたします。

- ○議長(山本 隆俊) 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。政策推進課長。
- 〇政策推進課長(森 弘道君) 平成22年度高鍋町一般会計補正予算(第9号)につきまして、詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、議会費から教育費まで歳出全般にわたりまして、人事院勧告の実施に伴います給料、職員手当等の減額及び事業費の確定もしくは実績見込み等によります減額補正が主な内容となっております。

また、先日議決をいただきました一般会計補正予算(第8号)にも計上しております地域活性化・住民生活に光をそそぐ臨時交付金につきまして、第2次交付限度額が示されたことに伴います増額補正を行うものでございます。

それでは、歳出のほうから御説明をいたします。

- 26、27ページをお願いいたします。まず、財産管理費の基金管理費ですが、さきの補正でも御説明申し上げました口蹄疫復興対策基金と翌年度以降の公共施設の改修費等の財源として積み立てます公共施設等整備基金。運用利息及び寄附金等を積み立てる財政調整基金ほか3つの基金への積立金となっております。
- 30、31ページをお願いいたします。賦課徴収費の委託料でございますが、これは入札等に伴います執行残を減額補正するものでございます。
- 34、35ページをお願いいたします。社会福祉総務費の積立金ですが、これは地域福祉基金の運用利息を基金に積み立てるもので、繰出金は保険料負担の緩和と財政基盤安定

※後段に訂正あり

のために国民健康保険特別会計に繰り出すものでございます。老人福祉費の繰出金は、医療費の実績見込額によります後期高齢者医療特別会計の繰り出しとなっております。

- 36、37ページをお願いいたします。障害福祉費の扶助費ですが、自立支援医療給付費事業は実績見込みと生活保護受給者の心臓手術費用に伴う増額でございます。訓練等給付費は利用者の増加によるものでございます。償還金利子及び割引料の県補助金返還金ですが、これは障害者支援施設が21年度運営安定化補助金に係るサービス単価を間違って請求していたことが判明したことに伴って返還金が生じたものでございます。児童福祉費の償還金利子及び割引料は、年金払い形式の生命保険につきまして相続税と所得税の2重課税となっており違法であるとの最高裁判決が出たことに伴いまして、高鍋町在住の保護者が所得税の修正申告をされたことに伴いまして、あわせて住民税も減額修正となったことに伴いまして、平成18年度から20年度分の保育料について還付金が生じたものでございます。
- 38、39ページをお願いいたします。母子福祉費の扶助費は、乳幼児医療費の実績見込みによる増額でございます。保健衛生費の負担金補助及び交付金ですが、これは平成21年度の利用実績が確定したことによります宮崎市小児診療所等への負担金の精算となっております。
- 40、41ページをお願いいたします。予防費の委託料につきましては、これは出生数の増加と、日本脳炎につきましては接種時期の特例措置というのがありまして、それに伴いまして接種者の増加があったということで増額となっております。環境衛生費の需用費は、これは口蹄疫のときの家畜埋却後に異常発生しましたハエ等の駆除剤を購入することにしておりましたが、その執行残を減額するものでございます。母子衛生費の委託料は、これは妊婦乳幼児健康診査の健診回数が減少したことに伴う減額ということでございます。塵芥処理費の負担金は、西都児湯クリーンセンターの資源物の売却金とエコクリーンセンターでの売電実績に伴って減額となったものでございます。
- 42、43ページをお願いいたします。新生産調整対策事業費の補助金につきましては、 これは飼料用稲が国の戸別所得補償制度の対象品目となったことから町単独での補助が不 要になったことに伴う減額でございます。
- 4 4 、 4 5 ページをお願いいたします。畜産業費の役務費につきましては、これは家畜 埋却地周辺の水質検査箇所数が増加したことに伴います検査手数料の増額であります。
- 48、49ページをお願いいたします。消防施設費の負担金、これは東児湯消防組合の負担金が確定したことに伴う減額でございます。
- 50、51ページをお願いいたします。事務局費の投資及び出資金は、自治公民館連絡協議会から寄附金がございまして、それを育英会のほうに支出するということでございます。小学校費教育振興費の図書の購入費、それと次の52、53ページの中学校費の学校管理費教育振興費の備品購入費、図書館費の需用費、委託料、備品購入費と次の54、55ページの歴史総合資料館費の需用費につきましては、地域活性化・住民生活に光をそ

そぐ臨時交付金の追加交付に伴う増額となっております。なお、この第2次配分につきましては、国で各自治体が提出いたしました事業計画書の事業チェックがございまして、妥当とされた事業に対して追加がなされたというようなことになっております。そのため、提出いたしました計画書になかった新規といいますか、そういう事業は対象とならないということから、前回の補正に計上した分について町立図書館等の事業費を増額するというような形の補正となっております。

戻っていただきまして、52、53ページですが、中学校費教育振興費の負担金補助及び交付金は、秋期中学校総合体育大会への県大会、西都児湯大会への出場交付金でございます。公民館費の委託料は、口蹄疫発生に伴いまして蚊口地区学習等供用施設を閉鎖させましたことから予定していた使用料収入が見込めないことになり減少額相当分を委託料に上乗せするということでございます。

54、55ページをお願いいたします。文化財保護費の需用費と負担金補助及び交付金につきましては、それぞれ寄附者からの要望がございまして秋月墓地の整備と石井十次顕彰会への補助ということでございます。

56、57ページをお願いいたします。美術館費の積立金ですが、これも美術館での使用を、使ってくださいというような希望の寄附金がございまして、支出が決まっていないことから一時的に基金のほうへ積み立てるということにしたものでございます。保健体育総務費の補助金つきましては、小学生バレーボール大会と中学生ラグビー大会の県外出場への補助金でございます。

次に、歳入のほうの御説明を申し上げます。

- 14、15ページをお願いいたします。地方消費税交付金から衛生手数料につきましては、交付額の確定もしくは実績見込みによるものでございます。
- 16、17ページをお願いいたします。民生費国庫負担金と保険基盤安定国庫負担金につきましては、実績見込みによるものでございます。総務費国庫補助金は、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の追加交付でございます。民生費の国庫補助金から県支出金までにつきましては、これは実績見込みで計上しております。
- 20、21ページをお願いいたします。利子及び配当金、これは実績額でございます。 寄附金につきましては、寄附申込者の意向を確認いたしまして、それぞれの歳入科目に計 上したところでございます。
- 22、23ページをお願いいたします。農林水産寄附金、これは口蹄疫対策に役立ててほしいということで町にいただいた寄附金でございます。特別会計繰入金は、21年度の医療給付費が確定したことによりまして後期高齢者医療特別会計から返還されるものでございます。大家畜導入資金貸付金元利収入につきましては、繰り上げ償還が多かったことから増額するものでございます。雑入の宮崎県口蹄疫被害義援金は、これは県のほうから配分された分の最後に一括配分されたものでございます。高鍋町口蹄疫被害義援金は、町が設けました義援金口座に全国から寄せられた分でございます。宮崎県市町村振興協会市

町村交付金は、宝くじ益金の県内自治体への配分金でございます。過年度負担金精算金につきましては、西都児湯環境整備事務組合の負担金でございまして、先ほど申し上げました資源物の売却金の増額と経費節減に伴いまして構成市町村の過年度負担金の精算が行われたということによるものでございます。

なお、今回の補正で口蹄疫対策基金の財源ですが、これにつきましては、19ページの 農業費補助金の宮崎県消費安全対策交付金関係事業費補助金の1,054万5,000円、 それと、そのページの一番下の農業費委託金口蹄疫緊急防疫対策事業委託金31万 4,000円、それと21ページのふるさと納税寄附金のうち112万5,000円、それ と23ページの畜産業費寄附金320万1,000円、それと、その下の雑入、宮崎県口 蹄疫被害義援金500万円、それと高鍋町口蹄疫被害義援金868万8,000円の計 2,887万3,000円を充当をしております。

次、6ページをお願いいたします。繰越明許費補正の内容でございますが、追加2件、 変更4件でございますけど。

まず、大時計台補修事業につきましては、土地の所有者であります国土交通省との協議がなかなか進みませんで、工事の入札が実施できない状況になっておりますが、そのことから年度内の完成がちょっと困難になったということでございます。そういうことで繰り越しを行います。社会資本整備総合交付金事業は、大峯村大池久保線の用地交渉の中で相続関係者の同意取得が進まず、本年度内に契約を締結することが困難と思われたことから用地補償分等を繰り越すものでございます。小学校図書室整備事業から歴史総合資料館整備事業の4件の変更は、歳出のほうでも御説明いたしましたが、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金の追加交付に係る金額を増額しましたので、その分でございます。

次に、7ページでお願いいたします。債務負担行為補正でございますが、これは先ほど蚊口地区学習等供用施設の管理委託金の追加を御説明いたしましたが、口蹄疫の発生に伴いまして使用料収入が減少したということから、施設の運営に支障を来すということで委託料を計上したところでございますが、この学習等供用施設の管理委託に関しましては、平成20年度の一般会計補正予算(第6号)の中で債務負担行為の議決をいただいております。内容は、委託期間が平成21年度から25年までの5カ年で限度額が390万円という内容になっております。ところで、債務負担行為に基づく執行力につきましては、当該債務負担行為をした年度に限り有効ということになっておりまして、この当該債務負担行為の設定をした年度を超えた場合につきましては、その債務を負担することはできないということになります。とういうことから、以前議決をいただいた債務負担行為の変更はできないということになりますことから、今回の補正で22年度分の委託に関する部分についての債務負担行為を新たに追加するということになったところでございます。次に、給食調理業務委託につきましては、3カ年分の限度額を設定すべきところだったんですが、これを1年分しか設定していなかったことから、当然複数年にわたる委託契約が締結できなかった結果となってしまいました。そこで、債務負担行為の期間を23年度分

の業務委託に係る期間へと変更するということでございます。

最後に、8ページ、9ページをお願いいたします。地方債の補正でございますが、補償金免除繰上償還借換債につきましては、該当する償還金がなかったこと、単独災害復旧事業につきましては、災害が発生しなかったことによって取り下げるということです。社会資本整備交付金事業ほか2件につきましては、事業費の確定に伴いまして行います。臨時財政対策債につきましては、交付税の算定結果等にもよりまして、それぞれの限度額につき調整を行うということになりました。

以上で、一般会計補正予算(第9号)の詳細説明を終わらせていただきます。

- 〇議長(山本 隆俊) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(井上 敏郎君)** それでは、議案第4号平成22年度高鍋町国民健康保険 特別会計補正予算(第3号)について御説明を申し上げます。

歳出から御説明をさせていただきます。12ページからになります。

総務費の連合会負担金でございますが、現在、国主導でレセプトの電子化が進められておりますが、これに伴い県単位でばらばらの国保連合会の国保システムを全国統一システムに変更するための経費を県内保険者で負担するものでございまして、連合会へ事務費として負担するものでございます。この経費につきましては、全額財政調整交付金で手当てされることになっております。次に、1段飛びまして共同事業拠出金の高額医療費拠出金でございますが、これは1件80万円以上のレセプトを、国・県・市町村保険者で支援し合い負担を軽減するものでございます。1月から12月までの暦年計算になっておりまして、平成22年中の医療費が確定したことに伴う増額でございます。

次に、14ページをお開きをいただきたいと思います。2段目の保健事業費の委託料でございますが、これは本年度新規事業として健康づくりセンタープールを活用して実施しております総合保健事業のアクア高鍋ヘルスアップ事業が、口蹄疫の発生に伴い一部実施できなかったために委託料を減額するものでございます。

次に、準備基金積立金でございますが、これは補正予算充当財源として留保いたしておりました前年度繰越金をそのまま基金に積み立てるものでございます。

次に、諸支出金の償還金でございます。これにつきましては、平成20年度療養給付費 等負担金の算定誤りによる国庫負担金の返還でございます。

次に、歳入でございますが、8ページからになります。

国庫支出金の高額医療費共同事業負担金でございますが、これは歳出の高額医療費共同事業拠出金を国・県が、それぞれ4分の1を負担するものでございまして、それによりまして同額を県支出金にも計上いたしております。同じく、特定健康診査等負担金でございますが、これは特定健診に係る経費を国・県が、それぞれ3分の1ずつ負担するものでございますが、本年度負担基準単価が1人当たり約1,000円引き上げられたことに伴う増額でございます。同額を県支出金にも計上いたしております。

次に、その下の特別調整交付金でございますが、歳出で申し上げました全国統一システ

ム構築のための負担金を全額国が手当てするものであります。次に、療養給付費等交付金でございますが、これは現在、前期高齢者につきましては、各保険者間で前期高齢者の加入割合に応じて財源の調整が行われておりますが、その退職被保険者分を調整するために療養給付費等交付金算定に係る調整対象基準額が減になったことによるものでございます。次の県支出金につきましては、国庫支出金で御説明を申し上げましたとおりでございますので割愛をさせていただきます。

次に、1枚めくっていただきまして、繰入金の保険基盤安定繰入金でございますが、これは低所得者の保険税軽減分を一般会計から繰り入れるものでございます。繰入額には 国・県負担分が含まれております。今年度の軽減額確定に伴う増額でございます。

最後に、繰越金でございますが、これは補正予算充当額として留保しておりました前年 度繰越金を全額計上するものでございます。

以上が、議案第4号の説明でございます。

続きまして、議案第5号平成22年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について御説明を申し上げます。

歳出から御説明を申し上げます。12ページからになります。

後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、右の説明欄によって御説明を申し上げますが、保険料負担金と一番下の保険料負担金滞納繰越分でございますが、これは最終的な保険料調定見込額及び収入見込額をそれぞれ計上さしていただいております。

保険基盤安定負担金、それから共通経費負担金、療養給付費負担金及び保険料負担金過年度分につきましては、後期高齢者広域連合の見込額算出により本年度の負担額が確定したものでございます。

次の一般会計繰出金は、平成21年度の医療給付費市町村費負担額が確定をいたしまして、本町は返還となったことから返還分を同額一般会計へ戻すものでございます。

歳入に移りまして、8ページになります。

まず、保険料でございますが、特別徴収保険料及び普通徴収保険料ともに現年度分の最終調定見込額を計上いたしたものでございます。

次に、繰入金でございますが、事務費繰入金につきましては、歳出補正予算額から歳入 補正予算額を差し引いた財源調整となっております。次の保険基盤安定繰入金、共通経費 負担繰入金及び療養給付費繰入金は、歳出額を同額繰り入れるものでございます。

次に、繰越金でございますが、これは平成21年度繰越金確定に伴うものでございます。 1枚めくっていただきまして、諸収入でございますが、これは平成21年度の医療費市 町村負担額が確定をいたしまして、本町は返還となったものでございます。

続きまして、議案第7号高鍋町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてでございますが、8ページの歳入でございますが、利子及び配当金でございます。これは、介護給付費準備基金積立金のうち額面5,000万円、利率0.1%、それから額面3,000万円、利率0.11%。いずれも1年定期でございまして、平成23年2月25日に満期と

なりました預金利子でございます。

10ページの歳出でございますが、只今歳入で申し上げました預金利子を介護給付費準備基金積立金に積み増しするものでございます。

以上でございます。

- 〇議長(山本 隆俊) 上下水道課長。
- **〇上下水道課長(森 俊彦君)** 議案第6号平成22年度下水道事業特別会計補正予算 (第4号) について詳細説明を行います。

12ページ、13ページの歳出から説明いたします。

土木費の報償金につきましては、下水道受益者負担金の一括納付者がふえたため増額するものでございます。

負担金補助及び交付金につきましては、21年度事業費が確定したことに伴い都市計画 協会負担金が減額となり減額するものでございます。

次に、施設管理費の需用費でございますが、公用車の燃料費を減額、また委託料でございますが、委託費の確定に伴い減額するものでございます。

次に、公共下水道費委託料につきましては、事業費が確定したことに伴う減額、また工 事請負費につきましても、今年度事業量がおおむね確定したことに伴い減額するものでご ざいます。

次に、公債費につきましては、事業費の確定に伴い財源更正をするものでございます。 次に、8ページ11ページの歳入を御説明いたします。

負担金、下水道負担金でございますが、滞納繰越分、また蓑江地区の農地ほか1件の徴収猶予解除に伴い増額するものでございます。

次に、使用料及び手数料、下水道使用料でございますが、滞納繰越分につきましては、 通常滞納繰越分及び徴収漏れに係る遡及分の納入に伴い増額するものでございます。

次に、手数料、下水道手数料につきましては、下水道責任技術者試験実施に伴う町への 登録手数料、督促手数料につきましては、受益者負担金の督促手数料でございます。

次に、国庫支出金、都市計画費補助金につきましては、国庫補助金の確定に伴い減額するものでございます。

次に、県支出金、都市計画費補助金でございますが、下水道国庫補助対象事業費の一定率を県から補助金としていただくわけですが、その額が確定しましたのでその差額を減額するものでございます。

11ページを説明いたします。諸収入、雑入でございますが、下水道区域外からのつな ぎ込みによります下水道使用者協力金2件分、消費税還付金の入金実績、下水道使用料徴 収漏れに伴います時効分の協力金を増額するものでございます。

次に、町債、都市計画債でございますが、下水道管渠工事の補助対象事業分の及び町単 独事業分の減によりその分の起債を減額するものでございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。地方債の補正でございますが、先ほど歳入で

説明しましたように、土木債が減額となりましたので限度額の補正を行うものでございます。

以上で詳細説明を終わります。

- 〇議長(山本 隆俊) 産業振興課長。
- **○産業振興課長(長町 信幸君)** 議案第8号高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計補正 予算(第2号)について御説明をいたします。

まず、8ページ目、歳入、使用料、農林水産使用料につきまして、雑用水使用料の減額 につきましては、口蹄疫発生によりまして使用料が激減したために減額をするものでござ います。

また、滞納繰越分につきましては、滞納分の徴収をすべて上げることができましたので、 徴収することができましたので、これにより滞納の繰り越しはなくなるということになり ます。

それから、基本料金について現年賦課分につきましては、使用農家の減少によるもので ございます。廃業によるものでございます。それから、滞納繰越分については、使用料、 雑用水使用料等と同様な理由によるものでございます。

それから、繰越金につきましては、※繰り越し金額の確定に伴う増額でございます。

続きまして、10ページ目、歳出でございますが、総務費につきましては、給料、旅費、 需用費、使用料及び賃借料につきまして口蹄疫の発生によりまして事務のできなかったも の、例えば出張だとかそれからパンフレットの制作だとか、そういうものについてできま せんでしたので、これを減額するものでございます。

公課費につきましては、消費税を今年度から納める予定で予算を組んでおりましたが、 税務署との協議によって次年度から消費税を納めるということが確定をしたので減額する ものでございます。

それから、施設管理費、報酬につきましては、嘱託職員が中途退職によりまして、それによる減。それから、同じく賃金の一般事務雇いにつきましても同様の理由でございます。 労務雇いにつきましては、施設周辺の雑草刈り取りとかそういうものを考えておりましたけれども、要件が未発生であったがために減額をするものでございます。

それから、需用費の燃料費につきましては、口蹄疫により巡回件数が激減しましたので、 それにより減額するものでございます。

それから、役務費、土地改良区システム取込手数料につきましては、年度末における納税申告のためのシステムを準備しようということで検討をしておりましたが、調査をしてみますと発行件数が一、二件というようなことであったので、システムを導入するより手計算、そういうようなものでやったほうが安いというふうなことで、これを減額するものでございます。

それから、工事請負費の使用料、これについては単価の見直し、そういうふうなものに よって減をするものでございます。

※後段に訂正あり

それから、備品購入費につきましては、故障等がなく、その購入の必要がなかったがために減額をするものでございます。

以上でございます。

○議長(山本 隆俊) 以上で説明は終わりました。

ここでしばらく休憩したいと思います。15分から再開いたします。

午前11時08分休憩

.....

午前11時15分再開

〇議長(山本 隆俊) 再開します。

産業振興課長のほうから先ほどの説明の中で訂正をしたいというところがあるそうです ので、許可します。

○産業振興課長(長町 信幸君) 一ツ瀬川雑用水管理事業の歳入の繰越金のところで、繰り越し金額の確定に伴う増額というふうに申し上げましたが、繰越金の確定に伴うものというふうに訂正をさせていただきたいと思います。

日程第11. 議案第9号

日程第12. 議案第10号

日程第13. 議案第11号

日程第14. 議案第12号

日程第15. 議案第13号

日程第16. 議案第14号

日程第17. 議案第15号

日程第18. 議案第16号

日程第19. 議案第17号

日程第20. 議案第18号

日程第21. 議案第19号

日程第22. 議案第20号

日程第23. 議案第21号

日程第24. 議案第22号

日程第25. 議案第23号

○議長(山本 隆俊) 次に、日程第11、議案第9号第四次国土利用計画高鍋町計画についてから日程第25、議案第23号平成23年度高鍋町水道事業会計予算についてまで、以上15件を一括して議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(小澤 浩一君) 議案第9号第四次国土利用計画(高鍋町計画)についてから議案 第23号平成23年度高鍋町水道事業会計予算についてまでを一括して提案理由を申し上 げます。

まず、議案第9号第四次国土利用計画(高鍋町計画)についてでございますが、本案は高鍋町における土地利用に関する基本的事項について国土利用計画法第8条第1項の規定により高鍋町計画を定めたいので、同法第8条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第10号町道路線の廃止について及び議案第11号町道路線の認定について でございますが、本案は、町道の新設及び改良に伴い路線の起点、終点に変更が生じたた め、それぞれ道路法第10条第3項または第8条第2項の規定により議会の議決を求める ものでございます。

次に、議案第12号高鍋町税条例等の一部改正についてでございますが、本案は、このたび滞納者に対し発送した督促状にかかります督促手数料を継続して課していくかについて検討いたしました結果、事務の効率性と費用対効果を考慮し、あわせて公平性を保つことを目指すためすべての督促手数料を貸さないこととする制度化が必要であると判断しましたので、関連条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第13号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、本案は、地方公務員法第25条第2項の規定に基づき職員の給与の支払いに関し所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第14号高鍋町国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、本案は、出産に係る被保険者の経済的負担を軽減するため平成21年10月から平成23年3月までの間、出産育児一時金を暫定的に4万円引き上げ39万円としておりましたが、平成23年4月から引き上げられた水準のまま恒久化することに伴い所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第15号平成23年度高鍋町一般会計予算についてでございます。

国の地方財政計画においては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入は増加するものの、社会保障関係費の自然増や公債費の償還等により財源不足は解消されないと見込んでいるところでございます。そこで、この社会保障関係費の自然増に対処するため地方財政の確保と安定的な財政運営に必要な地方交付税について平成23年度は特別枠の地域活性化雇用等対策費が創設されたことから、対前年度比で4,799億円の増額となっているところでございます。一方で、地方交付税の財源不足を補てん措置する臨時財政対策債の発行は、地方税の増収予測から20%の減額となっているところでございます。

さて、本町の財政状況につきましては、第4次、第5次の行財政改革と平成20年度以降地域活性化臨時交付金などが交付されたことから、従来の財政運営に比べますと収支の改善が図られておりますが、少子高齢化の進展による社会保障関係経費は伸びる一方で扶助費は年々増加に拍車がかかっている状況にございます。このような状況を踏まえ、財政の健全性の確保に留意するとともに人件費や物件費の抑制など歳出全般の節減に努め、第5次高鍋町総合計画で目標とする高鍋町の将来像、「住民参画による快適で美しい町たか

なべ~子どもがにぎわうまちづくり~」の基本理念のもと、次の事業に新たに取り組んで まいります。

まず、子宮頸がん等ワクチン接種事業の取り組みでございます。ワクチン接種につきましては、全額公費負担とし、また妊婦乳幼児健診時の自己負担を軽減することとし、母子 福祉の向上に努めてまいります。

次に、口蹄疫被害畜産農家の家畜導入補助事業を初め、プレミアム商品券発行事業等を 支援してまいります。

次に、町民提案型予算の導入でございます。町民や提案団体と協働して取り組める事業 について、行政とは異なる視点や新しい発想から御提案いただきたいと考えているところ でございます。

この結果、平成23年度の一般会計当初予算額は歳入歳出それぞれ67億3,000万円となり、昨年度とほぼ同額の予算となったところでございます。

それでは、歳入について申し上げます。

町税につきましては、景気回復が見込めない経済状況のもと口蹄疫発生の影響から、個 人町民税の減収は避けられないものと考えているところでございます。

また、たばこ税につきましても、値上がりの影響もあり減収を見込んでいるところでございます。

地方譲与税から地方特別交付金につきましては、平成22年度決算見込みから計上したところでございます。

地方交付税につきましては、22年度の交付額や地域活性化雇用対策費等の地方財政計画をもとに計上したところでございます。

国県支出金につきましては、確定した金額を把握することは困難であるため制度に基づき見込まれる額を計上したところでございます。

繰入金につきましては、取り組む事業の内容や財源の状況から判断し、公共施設等整備 基金と口蹄疫復興対策基金の活用を図ることとしたところでございます。

詳細につきましては、政策目標や事業効果等を検証し財政の健全性にも配慮しながら縮減に努めたところでございます。

続きまして、歳出予算の概要を申し上げます。

議会費につきましては、地方議会議員年金制度見直しに伴う議員共済組合負担金を計上 いたしたところでございます。

総務費につきましては、太陽光発電設備を庁舎屋上に設置する地域グリーンニューディール事業、住民基本台帳法改正に伴うシステム改修費及び県議会議員、農業委員会委員の選挙費等を計上したところでございます。

民生費の社会福祉関係費につきましては、老人保護措置費や介護給付費訓練等給付費等の障害者の自立支援費、国民健康保険特別会計のほか3特別会計への繰出金の所要額を計上したところでございます。

児童福祉関係では、3歳まで支給額が引き上げられた子ども手当費、私立保育園委託料 ほか子育て支援事業に係る所要額を計上したところでございます。

衛生費につきましては、子宮頸がんワクチン等の予防接種事業費、妊婦乳幼児健康診査 事業、女性特有のがん検診事業等母子健康事業費ほか、火葬場改修事業に伴うボーリング 調査費を含む西都児湯環境整備事務組合負担金等の所要額を計上したところでございます。

農林水産業費につきましては、農業費に優良繁殖牛導入促進事業補助金、高鍋町自営防疫推進協議会補助金、鳥インフルエンザ経営支援補助金、環境保全型農業推進補助金等を、水産業費にアユ、ウナギの稚魚、アサリ、アワビ稚貝放流委託料を、林業費に松くい虫防除委託料等を、その他めいりんの湯の広告宣伝に係る委託料等の所要額を計上したところでございます。

商工費につきましては、従来の地場産業商工業振興対策空き店舗対策、21年度から補助事業として取り組まれています城下町高鍋まちなか活性化事業費、子育て支援とあわせたスタンプカードイベント助成事業費、加えまして口蹄疫復興対策としましてプレミアム商品券、飲食手形の発行支援事業等所要額を計上したところでございます。

土木費につきましては、道路台帳補正業務委託料、社会資本整備総合交付金事業費、急 傾斜地崩壊対策事業費、町営住宅の長寿命化計画策定業務委託料、下水道事業特別会計繰 出金などの所要額を計上したところでございます。

消防費につきましては、消防団の訓練、出動経費、町防災訓練経費、東児湯消防組合負担金などの所要額を計上したところでございます。

教育費につきましては、まず、学校関係は、学校生活支援員、環境整備作業員等の緊急 雇用事業、小学校の机、いすを購入する再編交付金事業、社会科副読本の印刷製本費、指 導要領の改訂に伴う指導書、指導用備品購入費などの所要額を計上したところでございま す。

社会教育では、自治公民館運営補助金、地区公民館大規模改修補助金、中央公民館舞台機構設備取りかえ工事、学校支援地域本部事業費、美術館特別企画展開催経費などの所要額を計上したところでございます。

次に、議案第16号平成23年度高鍋町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ27億3,062万4,000円となり、前年度当初予算と比較すると1.6%の増でございます。

予算の内容といたしまいては、歳入の主なものは、保険税、国県支出金、療養給付費等 交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、一般会計からの繰入金等でございます。

歳出の主なものは、人件費等であります総務費、保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金、共同事業拠出金、保健事業費、公債費及び諸支出金等でございます。

本会計につきましては、医療費の予想外の伸びなどにより危機的な財政状況でございま したが、被保険者や町民の皆様方の御理解、御協力のもと一昨年度、保険税率の引き上げ、 保健助成事業の見直し、一般会計繰入額の引き上げなどをさせていただき、国保財政の安 定的な運用に努めているところでございます。

また、医療費の適正化対策として、健康づくりセンターを利用した事業などに取り組んでいるところでございます。本年度も、これらの事業を継続するとともに特定健診、特定保健指導の新規事業といたしまして、緊急雇用創出事業の活用により看護師を雇用し、訪問による受診勧奨事業等を実施するための経費を計上したところでございます。

次に、議案第17号平成23年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ4億1,267万7,000円となり、前年度当初予算と比較すると3.9%の増でございます。

予算の内容といたしましては、歳入の主なものは、保険料、一般会計からの繰入金、宮崎県後期高齢者医療広域連合からの特定健診等実施委託料及び温泉無料保養券助成事業に伴う交付金等の諸収入でございます。

歳出の主なものは、保険料徴収嘱託員報酬等の事務経費、後期高齢者広域連合への納付金、健康診査及び温泉無料保養券交付事業経費等の保健事業費でございます。

次に、議案第18号平成23年度高鍋町下水道事業特別会計予算についてでございますが、予算の総額は歳入歳出それぞれ3億9,997万8,000円となり、前年度当初予算と比較すると5.3%の減でございます。

予算の主なものといたしましては、汚水管渠工事費、人件費、公債費等でございます。 財源といたしましては、負担金、使用料、国庫支出金、一般会計繰入金、町債等でございます。

次に、議案第19号平成23年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ1,142万7,000円となり前年度当初予算とほぼ同額でございます。

予算の概要は、高鍋町、新富町、木城町の介護認定審査に要する経費でございまして、 歳入の主なものは、新富町、木城町の負担金及び介護保険特別会計繰入金で、歳出の主な ものは、委員報酬等の事務的経費でございます。

次に、議案第20号平成23年度高鍋町介護保険特別会計予算についてでございますが、 予算総額は歳入歳出それぞれ14億3,121万1,000円となり、前年度当初予算と比較すると0.5%の増でございます。本年度は、3年を1期とする第4期介護保険事業計画に基づき措置される3年目の予算でございます。

予算の内容といたしましては、歳入の主なものは、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び一般会計繰入金でございます。

歳出の主なものは、保険給付費、地域支援事業費及び事務的経費でございます。

次に、議案第21号平成23年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計予算についてでございますが、予算総額は歳入歳出それぞれ151万2,000円となり、前年度当初予算と比較すると52.7%の減でございます。

予算の内容といたしましては、歳出の主なものは、土地区画整理事業の換地処分に伴う

交付清算金で、財源といたしましては清算金でございます。

次に、議案第22号平成23年度一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算についてでありますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,700万7,000円となり、前年度当初予算と比較すると17.3%の減でございます。

予算の内容といたしましては、歳入の主なものは使用料でございます。

歳出の主なものは、使用水量記帳指導やメーター検針を行う嘱託員及びパート事務職員 の報酬及び賃金でございます。

次に、議案第23号平成23年度高鍋町水道事業会計予算についてでございますが、給水戸数8,482戸、年間総配水量232万1,269立方メートルを予定しての予算編成でございます。

その結果、収益的収支は、収入総額4億3,352万円、支出総額4億7,085万3,000円でございます。収入の主なものは給水収益で、支出の主なものは動力費、修繕費、企業債利息、減価償却費などでございます。

また、資本的収支は、収入総額1億2,600万1,000円、支出総額5億1,839万2,000円でございます。支出の主なものは、企業債償還金、建設改良費等で、収入が支出に不足する額につきましては、損益勘定留保資金などで補てんするものでございます。以上、15件の議案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(山本 隆俊) 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

この後、議員協議会を45分から始めたいと思います。

午前11時40分散会